

# 請願・陳情参考資料

平成25年6月7日

議 会 事 務 局

陳情（継続）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
25年— 5 (25. 2. 5)	議会	<p>地方自治法100条14項から16項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正について</p> <p>米子市東町410</p> <p>市民オンブズ鳥取 代表 高橋 敬幸</p>	<p>【条例改正の状況】</p> <p>平成24年9月の地方自治法改正に伴い、鳥取県政務調査費交付条例の改正が必要となった。</p> <p>&lt;内容&gt;・名称を「政務活動費」に改める。 ・使途基準を条例で定める。 ・使途の透明性の確保に努める。</p> <p>法施行日（3月1日）までに条例改正が必要なことから、本県においては平成24年11月定例会において条例改正を行ったところ。</p> <p>1 「厳格な使途基準を定めること」について 条例に定める使途については、従来、規則で定めていたものと変更はない。 なお、従来のガイドラインについては、使途の明確化を更に図るための改正を行い、「政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針」として平成25年3月26日付けで定めたところ。</p> <p>2 「透明性を確保する方策を条例に明記すること」について 透明性を確保する方策については、従来「収支報告書」のみを閲覧対象としていたものを「証拠書類の写し」も閲覧対象に含めるよう条例改正を行った。</p> <p>3 「公開の場で条例案を完成させること、パブリックコメントを行うこと」について 条例は平成24年11月定例会で改正した。また、ガイドラインの改正については、公開の協議の場である「議会改革推進会議」において協議、検討を行い、定めたところ。</p>